

船橋市では、がんで療養する40歳未満の方が住み慣れた自宅で安心して療養生活を過ごせるように、各サービスやケアマネジメントにかかる費用の一部を助成しています。

若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内

下記1~3の

費用の一部を助成します

要件・手続き等は裏面をご確認ください

1 | 医師の 意見書

市に利用申請する際に必要な「医師の意見書」作成に係る費用を助成します（上限5千円。1回限り）。

2 | ケアマネジ メント

ケアマネジャー※が行う、ケアプラン作成や介護事業所との利用調整等を受けられます。費用は無料です。

※市と契約する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員

3 | 訪問 訪問 福祉用具 介護 ・ 入浴介護 ・ 貸与・購入

1か月あたりの下記サービス利用料の原則9割相当額を助成します（上限5万4千円/月）。

・ **訪問介護**（身体介護、生活援助、通院のための乗車・降車の介助、入浴介助等）、**訪問入浴介護**にあたるサービス

・ **福祉用具の貸与**（手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす※1、特殊寝台※1、床ずれ防止用具、体位変換機、徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置） ※1付属品を含む

・ **福祉用具の購入**（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、スロープ、歩行器、歩行補助つえ）

助
成
対
象
サ
ー
ビ
ス

お問い合わせ
申込先

船橋市健康づくり課 特定健診・がん検診係
〒273-8506 船橋市北本町1-16-55
TEL：047-409-3404



1. 助成対象となる方 次の要件をすべて満たす方

- ・ 船橋市に住民登録がある40歳未満の方（下記①利用申請及び④サービス利用時点）
- ・ がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

2. 利用・申請の流れ

① 利用申請

「利用申請書」、「医師の意見書」を健康づくり課へ提出してください。

② 利用決定

市で申請内容を審査します。市から申請者の方へ「利用可否決定」通知を郵送します。

③ ケアマネジメントの利用

希望される場合は、市と契約する指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーのケアマネジメントを受けられます。費用の自己負担はありません。

④ 各サービスの利用

希望する介護サービス事業所等に直接お申し込みの上、助成対象サービスを利用できます。費用は一旦全額自己負担となります。

⑤ 助成金の請求

「交付申請書」、「各サービス利用の明細書・領収書（内容・日付が分かるもの）」を健康づくり課へ提出してください。

※①利用申請時の「医師の意見書」も助成対象です。
※助成金の請求期限は、各サービス利用日の月末から2年以内です。

⑥ 助成金の交付

市で申請内容を審査します。市から申請者の方へ「助成可否決定」通知を郵送し、助成金は指定された口座に振り込みます。

！ 注意事項等

- ・ **① 利用申請** の手続きは、助成対象者（未成年の場合は保護者）が行ってください。
- ・ **⑤ 助成金の請求** の手続きは、助成対象者の委任を受けた方も行えます。
- ・ **④ 各サービスの利用** は介護保険法第8条に基づく「訪問介護（第2項）」、「訪問入浴介護（第3項）」、「福祉用具貸与（第12項）」、「福祉用具購入（第13項）」が助成対象です。
- ・ **⑤ 助成金の請求** 時の「各サービス利用の明細書・領収書」は、①宛名（フルネーム）、②日付（サービス利用した月、費用を支払った日）、③金額、④サービスの内容や商品の内訳、⑤明細書・領収書の発行者の情報（名称・住所等）、全ての記載が必要です。
- ・ 助成対象者が、船橋市障害者等日常生活用具費の支給または船橋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付の対象となる場合は支給・給付の対象となる費用の請求は出来ません。